

平成25年度学校だより 臨時号

平成25年12月20日

心も体も元気な子どもを育成するために 家族みんなではやね・はやおき・あさごはんを実践しましょう！！



みどりは萌えて

＜めざす児童像＞ ・思いやりのある子 ・自ら学び高め合う子 ・たくましい子

★HPアドレス <http://www.sendai-c.ed.jp/~matumori/> ★Eメール matumori@sendai-c.ed.jp

仙台市立松森小学校

冬休み前の最終登校日。今年も、残り少なくなりました。保護者や地域の皆様には、これまでの本校の教育活動に対してご協力をいただき感謝しております。本日も、児童の登下校の安全確保に関しましては、地域の方々に巡視等をしていただきました。ありがとうございました。



さて、学校では長期休業を前にして、交通事故、風邪の予防など、冬休みの過ごし方について指導しました。明日から冬休みですが、この機会に、家族の一員としての役割をもたせ、協力して家の仕事に取り組ませてほしいものです。また、生活習慣が乱れがちになり、事故や問題行動を起こしやすい期間にもなります。冬休みの生活について、家族でじっくり話し合い、健康で安全な冬休みが過ごせるよう、お声掛けをよろしくお願いいたします。



日 曜	行 事 予 定	日 曜	行 事 予 定
8 日 (水)	4 校時限, 給食なし, コース別 集団下校12:10	2 1 日 (火)	2 年生 5 校時限
9 日 (木)	5 校時限, 給食開始, 委員会活動	2 3 日 (木)	4 学年PTA行事
1 0 日 (金)	防犯子どもを守ろうデー	2 4 日 (金)	最終下校15:20 市小中図工美術展 (～28日) メディアテーク
1 3 日 (月)	成人の日	2 6 日 (土)	【土曜図書室開放】
1 4 日 (火)	2 年 5 校時限 最終下校15:30	2 7 日 (月)	「給食週間」(～31日), 校内書き ぞめ展 (～2月7日) 1 年生 4 校時限, PTA運営委員会
1 6 日 (木)	書きぞめ練習会 (～17日)	2 8 日 (火)	2 年 5 校時限
1 7 日 (金)	スクールカウンセラー来校日	2 9 日 (水)	6 年生…鶴が丘中学校訪問
1 8 日 (土)	【土曜図書室開放】	3 1 日 (金)	スクールカウンセラー来校日 ひまわり：わたしたちの作品展 (～5日)
2 0 日 (月)	読み聞かせ (2・5年), 最終下校15:00 1 年生 4 校時限, PTA役員会		

2月の行事予定

6 日…新入学児童保護者説明会
1 0 日…代表委員会
1 2 日…児童朝会
15～17日…市書きぞめ展



1 9 日…音楽朝会
2 5 日…授業参観
学校評議員・学校関係者評価委員会
2 7 日…感謝の会



◎ 1月8日（水）の登校にあわてないように持ち物・提出物の準備を。
詳細は学年便りをご覧ください。

◎ 1月初めの給食について

◆ 8日（水）は給食なし・弁当なしの4校時限です。

◆ 9日（木）は給食開始で5校時限です。

登下校時、道路が凍結していることが多くなります。
ポケットに手を入れて歩いていたために、頭から転倒して顔などに思いもよらぬ怪我をしたという児童もおります。寒い時は手袋をして、ポケットから手を出して歩くように指導をしていきたいと思います。ご家庭でも出がけにお声がけ下さい。



携帯電話やスマートフォンについて

18日には学校から「児童生徒を取り巻くネット環境と問題点について」という資料を配布いたしました。ご覧いただけたでしょうか。携帯電話やスマートフォンは便利な道具ですが、使い方によっては危険なことがあります。

本校では以前より携帯電話の持ち込みについては原則禁止としています。※今年度は遠距離等で安全上必要な場合についてのみ許可制をとっております。

携帯電話やスマートフォンについてはお子さんをさまざまなトラブルから守るために利用について慎重が必要です。

ご家庭においてはパソコンの使用についても約束事を決めておくことをお願いします。また、トラブルに巻き込まれないためにもご家庭で利用環境をチェックしてみましょう。



親子連れでの外出先で、親のスマートフォンでゲームをしている子供を見かけることもあります。子供を退屈させないためでしょうが、いわゆる“ゲーム脳”になってからでは遅いと思います。



◎ 慌ただしい年末年始を迎え、日が暮れるのも早く、児童の不審者遭遇などの心配もあります。また、12月より下記のように自転車乗りについての道路交通法が改正されましたので、お知らせします。交通事故のない楽しい冬休みになるようにお声掛けをお願いします。

改正道路交通法「自転車で路側帯を走る際、車道の左側を通らなければならない。」

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。ただし、路側帯（車道と白い線で区切られた部分）があるときは車道の左側路側帯を通ることができます。

※今までは左右どちらの路側帯でも走行できましたが、右側を走ってはいけなくなりました。

なお、歩道については、原則、自転車は走行できませんが、13歳未満の子供は歩行者の邪魔にならないように（歩く人がいたら止まる）走ることができます。

- ・児童の保護責任者は、児童に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。
- ・キックボードなどは“路上での遊戯”にあたり、道路では走行することはできません。

暗くなってからの無灯火走行は禁止されています。

◆ご家庭におきましても、お子さんの家での生活の仕方や自転車のルールや安全な乗り方についても、確認しておいていただきたいと思います。

